

令和7年度第4回
三田市都市計画審議会
(意見聴取)

令和8年1月13日

阪神地域都市計画区域マスタープラン（新旧対照表）

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>目次</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 役割</p> <p>2 対象区域</p> <p>3 目標年次</p> <p>4 <u>地域の概況</u></p> <p>(1) <u>地勢</u></p> <p>(2) <u>土地利用</u></p> <p>(3) <u>人口・世帯数</u></p> <p>(4) <u>交通</u></p>	<p>目次</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>(1) 役割</p> <p>(2) 対象区域</p> <p>(3) 目標年次</p>	
	<p>第2 都市計画の目標</p> <p>1 都市計画の基本的な視点</p> <p>(1) 本県の将来像</p> <p>(2) まちづくり基本方針</p> <p>2 都市計画に関する現状と課題</p> <p>(1) 人口減少・超高齢社会の進行</p> <p>(2) 防災対策の必要性の増大</p> <p>(3) 都市の維持管理コストの増大</p> <p>(4) 地球環境への配慮</p> <p>(5) 産業構造の変化</p> <p>(6) 地域の主体性の高まり</p> <p>(7) 新型コロナ危機の経済社会への影響</p> <p>3 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 安全・安心な都市空間の創出</p> <p>(2) 地域主導による都市づくり</p> <p>(3) 持続可能な都市構造の形成</p>	
<p>第2 阪神地域の都市計画の目標等</p> <p>1 都市計画の目標</p> <p>(1) <u>地域の魅力・強み</u></p> <p>(2) <u>地域の課題</u></p> <p>(3) <u>目指すべき都市構造</u></p>	<p>第3 阪神地域の都市計画の目標等</p> <p>1 都市計画の目標</p> <p>(1) <u>地域の概況</u></p> <p>(2) <u>将来の都市像</u></p>	

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>(4) <u>都市づくりの重点テーマ</u></p> <p>2 区域区分の決定の有無及び方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>(2) 区域区分の方針</p> <p>(3) <u>市街化調整区域における計画的な市街化の方針</u></p> <p>3 <u>都市づくりに関する方針</u></p> <p>(1) 土地利用に関する方針</p> <p>(2) 都市施設に関する方針</p> <p>(3) 市街地整備に関する方針</p> <p>(4) 防災に関する方針</p> <p>(5) <u>環境共生に関する方針</u></p> <p>(6) 景観形成に関する方針</p> <p>(7) 地域の活性化に関する方針</p> <p>4 主要な都市施設等の整備目標</p> <p>(1) <u>交通施設</u></p> <p>(2) <u>河川</u></p> <p>(3) <u>下水道</u></p> <p>(4) <u>港湾関連</u></p> <p>参考) 現況図表</p> <p>参考) 広域都市構造図</p> <p>用語解説</p>	<p>2 区域区分の決定の有無及び方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>(2) 区域区分の方針</p> <p>3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) <u>地域連携型都市構造化に関する方針</u></p> <p>(2) 土地利用に関する方針</p> <p>(3) 都市施設に関する方針</p> <p>(4) 市街地整備に関する方針</p> <p>(5) 防災に関する方針</p> <p>(6) 景観形成に関する方針</p> <p>(7) 地域の活性化に関する方針</p> <p>4 主要な都市施設の整備目標等</p> <p>(1) 主要な都市施設の整備目標</p> <p>(2) <u>市街化調整区域における計画的な市街化の目標</u></p> <p>参考図</p>	
<p>第1 基本的事項</p> <p>1 役割</p> <p>阪神地域都市計画区域マスタープランは、<u>県の都市計画における方向性を示した「ひょうご都市計画基本方針」に基づき</u>、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。</p> <p>また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>(1) 役割</p> <p>阪神地域都市計画区域マスタープランは、「21世紀兵庫長期ビジョン」（「阪神地域ビジョン」）（平成23年改定）、「兵庫2030年の展望」（平成30年策定）及びまちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）に基づく「まちづくり基本方針」（平成25年改定）を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第4号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。</p> <p>また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第</p>	

改定案	現行 (R3.3)	備考																																																																		
(以下「市町マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第82条に基づく「立地適正化計画」は、これに即して定められる。	22号)第82条に基づく「立地適正化計画」(以下「立地適正化計画」という。)は、これに即して定める。																																																																			
2 対象区域 対象区域は、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の7市1町で構成される阪神間都市計画区域とする。 表1 阪神地域内の都市計画区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域名</th> <th>構成市町名</th> <th>都市計画区域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">阪神間都市計画区域</td> <td>尼崎市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>459,593</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>485,587</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>93,922</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>198,138</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>226,432</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>152,321</td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>109,238</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>行政区域の全域</td> <td>29,680</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1,754,911</td> </tr> </tbody> </table> 資料：令和2年(2020年)国勢調査(就業状態等基本集計)	都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)	阪神間都市計画区域	尼崎市	行政区域の全域	459,593	西宮市	行政区域の全域	485,587	芦屋市	行政区域の全域	93,922	伊丹市	行政区域の全域	198,138	宝塚市	行政区域の全域	226,432	川西市	行政区域の全域	152,321	三田市	行政区域の全域	109,238	猪名川町	行政区域の全域	29,680	合計			1,754,911	(2) 対象区域 対象区域は、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の7市1町で構成される阪神間都市計画区域とする。 表1 阪神地域内の都市計画区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域名</th> <th>構成市町名</th> <th>都市計画区域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">阪神間都市計画区域</td> <td>尼崎市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>452,563</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>487,850</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>95,350</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>196,883</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>224,903</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>156,375</td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>行政区域の全域</td> <td>112,691</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>行政区域の全域</td> <td>30,838</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1,757,453</td> </tr> </tbody> </table> 資料：平成27年国勢調査(人口)	都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)	阪神間都市計画区域	尼崎市	行政区域の全域	452,563	西宮市	行政区域の全域	487,850	芦屋市	行政区域の全域	95,350	伊丹市	行政区域の全域	196,883	宝塚市	行政区域の全域	224,903	川西市	行政区域の全域	156,375	三田市	行政区域の全域	112,691	猪名川町	行政区域の全域	30,838	合計			1,757,453	現行第1
都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)																																																																	
阪神間都市計画区域	尼崎市	行政区域の全域	459,593																																																																	
	西宮市	行政区域の全域	485,587																																																																	
	芦屋市	行政区域の全域	93,922																																																																	
	伊丹市	行政区域の全域	198,138																																																																	
	宝塚市	行政区域の全域	226,432																																																																	
	川西市	行政区域の全域	152,321																																																																	
	三田市	行政区域の全域	109,238																																																																	
	猪名川町	行政区域の全域	29,680																																																																	
合計			1,754,911																																																																	
都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)																																																																	
阪神間都市計画区域	尼崎市	行政区域の全域	452,563																																																																	
	西宮市	行政区域の全域	487,850																																																																	
	芦屋市	行政区域の全域	95,350																																																																	
	伊丹市	行政区域の全域	196,883																																																																	
	宝塚市	行政区域の全域	224,903																																																																	
	川西市	行政区域の全域	156,375																																																																	
	三田市	行政区域の全域	112,691																																																																	
	猪名川町	行政区域の全域	30,838																																																																	
合計			1,757,453																																																																	
3 目標年次 県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年(2050年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年(2030年)とする。	(3) 目標年次 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年(2025年)とする。	現行第1																																																																		
4 地域の概況 (1) 地勢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県南東部に位置し、東は大阪府、西は神戸・播磨東部地域、北は丹波地域、南は大阪湾に面する約650km²の地域である。(可住地面積：約323km²、50%) ・ 南部には、六甲山麓～武庫平野等の低地が面的に広がっている。 ・ 北部には北摂山系の山々が広がり、武庫川上流の北西部に三田盆地が形成されている。 	第3 阪神地域の都市計画の目標等 1 都市計画の目標 (1) 地域の概況 ア 位置・地勢 阪神地域は、県南東部に位置し、東は大阪府に、西は神戸地域及び東播磨地域に、北は丹波地域に接し、南は大阪湾に面する面積約650km ² の地域である。北部には、北摂山系等の山々が連なり、猪名川渓谷県立自然公園など豊かな森林、里山が残っている。南部には、六甲山麓から大阪湾にかけての東西に細長い低地や武庫平野等が広がり、高密度な市街地が形成されている。また、丹波山地を源とする猪名川、武庫川水系等が南北に貫流し、市街地内の貴重な水と緑の環境を形成している。																																																																			

3

改定案	現行 (R3.3)	備考
	このような地勢にあって、本地域では、過去に台風や集中豪雨による水害や土砂災害が発生しており、特に、六甲山系周辺は、土砂災害が発生しやすい自然条件を備えている。近年では、平成30年台風第21号により尼崎市、西宮市及び芦屋市で高潮による浸水被害が発生している。 地震災害については、平成7年の阪神・淡路大震災において甚大な被害が生じている。また、南海トラフ地震による津波浸水被害が予測されており、特に、臨海部では甚大な浸水被害を受ける可能性がある。このほか、大阪府を南北に貫く上町断層帯を震源とする地震被害も予測されている。	
(2) 土地利用 (南部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平野部を中心に住宅地を主体とする市街地が形成されている。 ・ 鉄道網が発達し、鉄道駅周辺には商業・業務と高層マンションを主とする複合市街地が形成されている。 ・ 猪名川や武庫川の中流付近では、住宅地と農地が共存し、都市近郊農業が営まれている。 ・ 臨海部の埋立地には工業地帯(阪神工業地帯)が形成されてきた。JR東海道本線・福知山線沿線には内陸型工業地帯が形成されてきたが、近年は住宅地や商業地への転換が進んでいる。 ・ 大阪府との境界付近に大阪国際空港(伊丹空港)があり、周辺には空港関連産業や大規模商業施設が立地している。 (北部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 能勢電鉄沿線や国道176号沿道の丘陵地にニュータウン・郊外住宅地が形成されている。 ・ 三田駅周辺や神戸電鉄公園都市線沿線にニュータウンが形成されている。 ・ 新名神高速道路の開通に伴い、インターチェンジ周辺で物流施設の立地が進んでいる。 ・ 三田盆地や北摂山系の谷間に農業地帯(主に水田)が広がっている。 	エ 市街地形成の経緯 本地域は、近世まで尼崎や伊丹等の小規模な城下町、街道沿いの集落や小浜(宝塚市)等の宿場町、西宮神社(西宮市)や清荒神清澄寺(宝塚市)等の神社仏閣の門前町等が点在する地域であったが、明治後期からの鉄道整備とその沿線開発によって鉄道駅周辺に人口の集積が急速に進み、飛躍的に市街地が拡大した。また、尼崎市をはじめとする臨海部には日本有数の産業集積を誇る阪神工業地帯が形成された。 戦後復興と高度経済成長期には、住宅需要の増加に伴い、浜甲子園(西宮市)や芦屋浜(芦屋市)等の公有水面の埋立による住宅地開発や中山台ニュータウン(宝塚市)、多田グリーンハイツ(川西市)、北摂三田ニュータウン(三田市)、猪名川パークタウン(猪名川町)等の内陸部におけるニュータウン開発が行われた。 また、近年、臨海部の工業地やインターチェンジ周辺では、充実した基幹道路ネットワークを生かした物流施設の立地が増加している。	現行第3 1(1)

4

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>(3) 人口・世帯数</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口は約175.5万人(県全体の約32%)、世帯数は約77.4万世帯(県全体の約32%)となっている。(令和2年(2020年)) 	<p>イ 人口・世帯数</p> <p>本地域の人口は、約175.8万人(平成27年)で、県全体の約32%を占めている。阪神・淡路大震災の直後を除き、増加傾向が続いてきたが、今後は減少に転じ、令和7年には約170.7万人(平成27年比△2.9%)、令和27年には約150.3万人(同△14.5%)となる見込みである。</p> <p>65歳以上人口比率は約25.2%(平成27年)と県全体の水準(約27.1%)を下回っているものの、今後、65歳以上人口の急激な増加により、その比率は、令和7年には約29.6%、令和27年には約39.6%となる見込みである。</p> <p>また、世帯数は約75.1万世帯(平成27年)であり、令和7年には約75.5万世帯(平成27年比+0.5%)となると予測され、一貫して増加傾向が続いているものの、令和7年をピークに減少に転じ、令和27年には約71.7万世帯(同-4.5%)となる見込みである。</p>	<p>現行第3 1(1)</p>
<p>(4) 交通</p> <p>(鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> JR東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線が東西方向に並走し、大阪・神戸間を結んでいる。 JR福知山線、阪急電鉄今津線・宝塚線、能勢電鉄妙見線・日生線等が内陸部と臨海部を結んでいる。 <p>(基幹道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東西方向には阪神高速神戸線・湾岸線、名神高速道路、中国自動車道、新名神高速道路といった高速道路のほか、国道2号、43号、171号といった幹線道路が整備され、南北方向には山陰・北陸方面に連絡する舞鶴若狭自動車道等が整備されている。 <p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 充実した鉄道網に加えて、各駅などの拠点をつなぐ路線バス網が発達している。北部や山間地などでコミュニティバスが補完している。 <p>(海上交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通の拠点である尼崎西宮芦屋港(重要港湾)は、阪神工業地帯を支える物流拠点としての役割に加え、阪神地域の海洋性レクリエーション拠点としての役割も担っている。 	<p>オ 交通</p> <p>基幹道路等は、名神高速道路、中国自動車道、阪神高速神戸線、同湾岸線、同北神戸線が東西方向に整備されているほか、国道2号、国道43号、国道171号等がある。南北方向には丹波地域等を結ぶ舞鶴若狭自動車道、国道176号等がある。平成30年3月には新名神高速道路の高槻JCT・IC～神戸JCT間が全線開通している。</p> <p>鉄道は東西方向を中心に発達しており、JR山陽新幹線、東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線の各路線が通っている。また、JR福知山線、阪急電鉄今津線及び宝塚線、神戸電鉄三田線、公園都市線、能勢電鉄妙見線及び日生線が内陸部と臨海部を結んでいる。</p> <p>バスは南北方向を中心に発達しており、阪急バス、阪神バス、神姫バス、伊丹市営バス等が運行している。</p> <p>海上交通の拠点である尼崎西宮芦屋港(重要港湾)は、阪神工業地帯を支える物流拠点としての役割に加え、阪神地域の海洋性レクリエーション拠点としての役割を担っている。</p>	<p>現行第3 1(1)</p>

5

<p>第2 阪神地域の都市計画の目標等</p> <p>1 都市計画の目標</p> <p>(1) 地域の魅力・強み</p> <p>ア 充実した交通網</p> <ul style="list-style-type: none"> 関西3空港へのアクセスに優れ、JR、阪急、阪神、能勢電鉄、神戸電鉄の各線による鉄道網が発達している。 国土軸である名神高速道路、新名神高速道路をはじめ、阪神高速道路や中国自動車道などの東西方向の高速道路網が充実している。 <p>イ 多彩な魅力をもつ「住みたい街」</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪や神戸への通勤利便性の高い住宅地が形成されており、民間企業による調査などから「住みたい街」として高い人気が伺われる。 数多くの大学や短期大学といった高等教育機関が集積するなど、教育環境が充実する県内有数の地域である。 甲子園球場、宝塚大劇場など全国的にも知名度の高い地域資源を有している。 <p>ウ ベイエリアのポテンシャル</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨海部の阪神工業地帯には、金属、化学、食品など多様な製造業が展開している。 「尼崎西宮芦屋港」は、主に国内物流港湾として重要な役割を担っている。 神戸空港の国際化、名神湾岸連絡線や大阪湾岸道路西伸部の整備等による経済効果が期待されるエリアである。 <p>エ 都市近郊農業</p> <ul style="list-style-type: none"> 大消費地に近接する立地の優位性を生かした都市近郊農業が展開されており、葉物野菜、花木、果物などが代表的な地域ブランドとして認知されている。 <p>オ 身近で豊かな自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲山森林公園、一庫公園、有馬富士公園など県立都市公園(広域公園)を有し、都市近郊で自然に親しめる環境が整備されている。 「北摂里山博物館構想」の下、里山を保全する取組が推進されている。 	<p>キ 地域資源</p> <p>(7) 特色ある文化、芸術の蓄積</p> <p>本地域は古くから摂津の国として発展し、西宮神社や多田神社(川西市)等の歴史的建造物や、旧伊丹郷町や寺町(尼崎市)等の歴史的まちなみが残っている。</p> <p>また、明治以降は、阪神間モダニズムに象徴される特色ある文化、芸術が蓄積され、県立人と自然の博物館(三田市)、西宮市大谷記念美術館、宝塚大劇場、甲子園球場(西宮市)、大学等の高等教育機関等が集積し、これらを基盤にして多様な芸術文化・スポーツ活動が展開されている。</p> <p>阪神・淡路大震災からの復興の中で、「心の復興、文化の復興」のシンボルとして開館した県立芸術文化センター(西宮市)では、芸術文化の発信拠点として様々な舞台芸術を展開している。</p> <p>さらに近年では、尼崎城の再建や宝塚ガーデンフィールズ跡地における宝塚市立文化芸術センターの整備、世界的な造形作家新宮晋氏の作品を野外展示する県立有馬富士公園の新宮晋風のミュージアム(三田市)における常設展示など、歴史文化の新たな形での観光・交流への展開を進めている。</p> <p>(4) 豊かな自然環境とそれらと共生した良好な住宅地</p> <p>黒川地区(川西市)をはじめとする集落と田園が一体となった里山を擁する六甲山系や北摂山系、武庫川や猪名川、大阪湾など豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>また、風光明媚な六甲山麓では、阪神間モダニズムの伝統をくむ甲陽園目神山(西宮市)や六麓荘(芦屋市)等の閑静な住宅地としてのブランドが確立されているほか、緑豊かなニュータウンなど、利便性の高い大都市圏にありながら、自然環境と共生した良好な住環境が形成されている。</p> <p>さらに、阪神間モダニズムを物語る関西学院大学(西宮市)等の学舎や旧山邑家住宅(芦屋市)といった大邸宅等の近代建築物が数多く残っている。</p> <p>(6) 先端的で多彩なものづくり産業</p> <p>ものづくりで有名な尼崎市に加え、西宮市や伊丹市の清酒、宝塚市の園芸等の地場産業が盛んである。また、高水準の生産能力を持つ工場、民間研究所が集積し、高い技術を支えられた企業群を形成している。</p> <p>(1) 市民が主導する阪神市民文化</p>	<p>現行第3 1(1)</p>
---	---	----------------------

6

改定案	現行 (R3.3)	備考
	<p>阪神・淡路大震災を契機に、改めて地縁型コミュニティや多世代交流の必要性が再認識された本地域では、ライフスタイルが多様化する中で、子育て、芸術文化・スポーツ活動、まちづくり等のコミュニティ活動等が幅広く展開されており、NPO団体も590団体(平成28年3月末現在)から603団体(令和2年3月末現在)に増加するなど、社会的責任を意識して自律的に行動する「市民」が数多く存在している。</p> <p>また、大学等の教育機関の集積を生かし、学生や大学と連携した地域づくりの取組が進められている。</p>	
<p>(2) 地域の課題</p> <p>ア 土地利用に関する課題</p> <p>(中心市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内に密集市街地を有する地区では、市街地開発事業等の事業手法に加えて老朽木造建築物の建替えを促進し、防災性の向上を図る必要がある。 ・大阪梅田、神戸三宮の駅周辺で大規模な再整備が進められている中、阪神地域の駅周辺においても、都市機能の更新等により中心市街地の活性化を図る必要がある。 <p>(工場跡地等の土地利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業地において、工場からマンションや商業施設等への土地利用転換が見られる。こうした地区では、新たな用途の建物により周辺の既存事業所の操業環境が阻害されたり、交通環境の変化が生じたりするおそれがあるため、都市活動に支障を来さないよう土地利用の調整を図る必要がある。 <p>(オールドニュータウンの再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に開発された郊外のニュータウンでは、一斉に入居した住民の高齢化、住宅・施設の老朽化、生活利便施設の撤退、空き家の増加、若年層の流出等に伴う活力の低下を防止する必要がある。 <p>イ 交通インフラの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神高速神戸線については、慢性的な渋滞が発生しており、渋滞緩和に向けた対応が求められている。 <p>ウ 浸水・土砂災害のリスク</p> <p>(浸水のリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川などの河川や沿岸部の海拔ゼロメートル地帯などでは、洪水、高潮、 		新設

7

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>津波により甚大な被害が生じるリスクを抱えており、総合的な治水対策に取り組む必要がある。</p> <p>(土砂災害のリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急勾配の地形、崩れやすい地質から土砂災害リスクの高い六甲山麓等に市街地が形成されていることから、治山・砂防対策に取り組む必要がある。 		
<p>(3) 目指すべき都市構造</p> <p>ア 現在の都市構造</p> <p>神戸市から大阪市にかけて都市圏を構成する地域として、平野部を中心に密度の高い市街地が広範囲にわたって連なっているほか、山地を挟んで内陸に三田市などの市街地が形成されている。</p> <p>また、東西方向、南北方向に複数の鉄道・バスからなる公共交通ネットワークを形成している。</p>	<p>(2) 将来の都市像</p> <p>ア 阪神地域の現在の都市構造</p> <p>本地域では、神戸地域から大阪市にかけて密度の高い市街地が広範囲にわたって連なっている。広域的な都市機能が集積する神戸市中心部から大阪市に至る範囲で都市機能の集積度の高い地区が数多く連なり、東西方向、南北方向に複数の鉄道・バスからなる公共交通ネットワークを形成している。</p>	現行第3 1
<p>イ 将来の都市構造</p> <p>隣接する神戸地域と共に県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な活用等により都市機能の充実・強化を図るとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを生かし、近接する拠点間での相互補完も含めた都市機能の確保を図ることで、「ひょうご都市計画基本方針」に示す地域連携型都市構造の実現を目指す。</p>	<p>イ 阪神地域の目指すべき都市構造</p> <p>本地域では、隣接する神戸地域と共に県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な活用等により都市機能の強化を図るとともに、広域的な連携により、国際競争力の強化を図る。</p> <p>都市機能の強化に当たっては、大阪市及び国際機関の集積や国際都市としての知名度を生かし国際競争力の強化を図る神戸市中心部との役割分担に留意しつつ、個性や特色のある都市機能の集積を推進し、地域全体の魅力の向上を図る。</p> <p>また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本地域は、今後65歳以上の人口が急激に増加すると予想されており、都市機能集積地区によっては、都市機能が十分に確保できないことが懸念されるため、利便性の高い公共交通ネットワークを生かし、隣接する地区間での相互補完により都市機能の確保を図る。</p>	現行第3 1(2)

8

改定案			現行 (R3.3)	備考
拠点	区分	方針	市街地エリアにおいては、利便性の高い駅周辺の土地の高度利用等により、一定の人口を維持するとともに、住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な農地の保全・活用を推進する。また、土砂災害特別警戒区域等の自然災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。 市街地以外のエリアにおいては、地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進するとともに、コミュニティバス等により市街地エリアの都市機能集積地区等との連携を維持・確保し、活力を維持する。 なお、本地域を形づくる猪名川渓谷県立自然公園等の山々、猪名川や武庫川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。	現行第3 1(2)イ
	要素*	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺等において商業・業務、医療、行政サービス等の都市機能の充実に加え、特色ある芸術・文化等の高度な都市機能の集積を図る。 ・日常的に利用する商業、医療・福祉等の生活サービスの確保を図る。 ・ペイエリアのほか、インターチェンジ周辺など産業立地に適した地区において、計画的な産業集積を図る。 		
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神高速道路各線のほか、新名神高速道路等を活用しつつ、名神湾岸連絡線の整備等により大阪府を含む地域内外との連携強化を図る。 ・国内外の交流や物流を促進するため、令和12年(2030年)前後を基本に国際定期便の運用開始を目指す神戸空港をはじめとする関西3空港及び阪神港へのアクセス強化を図る。 		
交通ネットワーク	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点相互の連携を強化する。 	<p>3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 地域連携型都市構造化に関する方針</p> <p>神戸地域と大阪市に挟まれた地域に、個性のある都市機能集積地区が利便性の高い公共交通ネットワークにより結ばれているという地域特性を生かすため、これらの地区間の連携強化と適切な役割分担に配慮しつつ、人口の維持や個性ある都市機能の強化を図る。その際、広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い神戸地域や大阪市等の地域外との連携についても強化を図る。さらに、持続可能な運送サービスを確保するため、地域公共交通計画の作成、新たな技術・システム等を活用した交通手段の導入等を促進する。</p> <p>また、高度経済成長期に建設され、更新時期を迎える医療・福祉施設、教育・文化施設等の公共施設については、地区の位置付け及び人口減少等による需要の変化を踏まえ、規模の最適化や機能の複合化(多機能化)等による効率的な管理運営を図るとともに、近隣自治体間における相互補完を検討する。</p> <p>ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実</p> <p>(7) 地域都市機能集積地区</p> <p>JR尼崎駅～阪神尼崎駅周辺、阪神西宮駅～阪急西宮北口駅周辺においては都市型地域都市機能集積地区として位置付け、地域全体を対象とした、行政、商業・業務、医療、芸術・文化等の複合的な都市機能の集積を図る。その他、主要鉄道駅の周辺であるJR芦屋駅周辺、JR・阪急伊丹駅周辺、JR・阪急宝塚駅周辺、JR川西池田駅及び阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺、JR・神戸電鉄三田駅周辺、猪名川パークタウン中心部を地域都市機能集積地区として位置</p>	
	地域内連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い駅周辺の土地の高度利用や、日常生活を営む身近なエリアにおける需要に応じたきめ細かな土地利用により、高い人口密度を維持する。 ・職住近接のニーズ等に的確に対応した居住環境の更なる魅力向上を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化する。 ・大規模な工場の移転等が生じる場合は、企業と行政、住民との接点を確保しながら、適切な土地利用転換を促進し、望ましい市街地環境への誘導を図る。 ・住宅地周辺等の農地について、消費地に近い食料生産地や農業体験を通じた住民の交流の場といった多様な機能が発揮されるよう、適切に保全し、地域資源としての活用を図る。 		
エリア	市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い駅周辺の土地の高度利用や、日常生活を営む身近なエリアにおける需要に応じたきめ細かな土地利用により、高い人口密度を維持する。 ・職住近接のニーズ等に的確に対応した居住環境の更なる魅力向上を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化する。 ・大規模な工場の移転等が生じる場合は、企業と行政、住民との接点を確保しながら、適切な土地利用転換を促進し、望ましい市街地環境への誘導を図る。 ・住宅地周辺等の農地について、消費地に近い食料生産地や農業体験を通じた住民の交流の場といった多様な機能が発揮されるよう、適切に保全し、地域資源としての活用を図る。 	現行第3	

9

改定案			現行 (R3.3)	備考
市街地以外	要素*	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・市街化調整区域において地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する。 ・猪名川渓谷県立自然公園等の山々、猪名川や武庫川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。 	<p>付け、商業・業務、医療、金融等の都市機能の維持・充実に加え、特色ある芸術・文化等の都市機能の集積を図る。</p> <p>その際、地域に残る歴史的まちなみや阪神間モダニズムを形成する近代建築物等の保全、活用に配慮し、質の高い都市空間の整備と都市の魅力の向上を図る。</p> <p>(4) 生活都市機能集積地区</p> <p>日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している市街地等を生活都市機能集積地区として位置付け、コミュニティレベルでの商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービス等の確保を図る。</p> <p>イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持</p> <p>既成市街地を中心として、既に都市機能が充実している区域や市街地の整備・改善により土地利用の更新が図られる区域又は交通結節機能を有する区域において、土地の高度利用等を図り、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利用圏人口の維持を図る。一方、災害の発生リスクが高い区域等においては、災害危険区域(建築基準法(昭和25年法律第201号))等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。</p> <p>なお、市街地周辺の集落等においては、農林業等を生業とする集落住民が安心して住み続けられる環境を整えるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。</p> <p>ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化</p> <p>(7) 広域連携軸</p> <p>地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える広域交通ネットワークとして、名神高速道路等からなる広域連携軸に加え、平成30年3月には高槻JCT・IC～神戸JCT間が全線開通した新名神高速道路や名神湾岸連絡道路の整備により、大阪府を含む地域内外との連携強化を図るとともに、国内外の交流や物流を促進するため、関西3空港及び国際コンテナ戦略港湾・阪神港へのアクセス強化を図る。</p> <p>(4) 地域内連携軸</p> <p>阪神地域内の生活利便性の向上を図るため、地域内の移動を支える交通ネットワークとして、広域連携軸に加え、鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域都市機能集積地区と生活都市機能集積地区との連携を強化する。</p>	
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・市街化調整区域において地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する。 ・猪名川渓谷県立自然公園等の山々、猪名川や武庫川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。 		
<p>※生活拠点、産業拠点(市町域で完結するもの)及び地域内連携軸については、市町マスタープランにおいて必要に応じて位置付けるものとする。</p>				

改定案	現行 (R3.3)	備考
	<p>(7) 日常生活圏内の移動</p> <p>日常生活圏内における移動については、地域の交通需要に応じ、人口が集積している臨海部等においては路線バス等により、人口が少ない地域北部や急峻な地形を持つニュータウン等においてはコミュニティバスやデマンド型交通等により公共交通ネットワークを維持・確保する。また、鉄道駅やバス停、公共施設、日常生活に必要なサービス施設等へのアクセス性やまちなかの回遊性の向上に向け、超高齢社会に対応した歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車の通行環境の改善を図るとともに、シニアカー等のパーソナルモビリティやコミュニティサイクルの活用を促進する。</p> <p>さらに、移動販売、ICTやIoTを活用した遠隔医療・教育、個人向け商品販売・配送システムの充実等の民間企業・団体の取組等を活用し、日常生活の持続性を確保する。</p>	
<p>(4) 都市づくりの重点テーマ</p> <p>ア 市街地の整備と防災・減災対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法等の特例制度の活用等により大規模業務施設や都市型住宅などの民間投資を適切に誘導するとともに、<u>既成市街地における空き家等の既存ストックの有効活用や低未利用地の利活用を図る。</u> 建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備、無電柱化、上下水道などのライフラインの耐震化等を推進する。 		新設
<p>イ 大阪湾ベイエリアの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> マリンレジャーやアクティビティ拠点の形成など、人の流れを生み交流を促進する大阪湾ベイエリアの活性化に向けた官民の取組を進める上で、<u>既存の規制が土地利用の支障となる場合は、周辺に配慮しつつ、特別用途地区や地区計画等の活用により柔軟な土地利用を図る。</u> 工場跡地等の土地利用転換の動向を注視し、ベイエリアの活性化に資するよう適切に誘導する。 名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進し、物流の効率化等を図る。 		新設
<p>ウ 住環境の高質化（子育て環境の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前等の既成市街地において、都市機能更新に併せ、容積率緩和等の制度を活用し、子育て世帯のニーズに応える住宅の供給を推進する。 ニュータウンにおいて、空き家等の既存ストックを活用し住宅の供給を促進 		新設

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>するとともに、用途地域等の見直し等を通じて徒歩圏内に生活利便施設や子育て支援施設等の立地を誘導し、住宅地の持続可能性と価値の向上を図る。</p>		
<p>エ グリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内の公園・緑地や農地等を保全・活用するとともに、低未利用地等を活用して新たな緑地の創出を図るなど、快適で高質な都市空間の形成を推進する。 土砂災害に対する市街地の安全性向上や緑豊かな景観の創出等を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等を推進し、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。 		新設
<p>2 区域区分の決定の有無及び方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>阪神間都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発需要が高いため、区域区分により無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る。</p> <p>なお、本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含むことから、都市計画法第7条第1項の<u>規定</u>により、<u>区域区分を定めるものとされている。</u></p>	<p>2 区域区分の決定の有無及び方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>阪神間都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分により、<u>無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る。</u></p> <p>なお、本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含むことから、都市計画法第7条第1項第1号ロにより区域区分を定めることが義務付けられている。</p>	現行第3
<p>(2) 区域区分の方針</p> <p>ア 市街化区域の規模の設定</p> <p>市街化区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に示された都市の将来像を前提として、<u>人口や産業を適切に収容し得る規模とする。</u></p> <p>住宅用地については人口フレーム方式によることとし、<u>目標年次（令和12年（2030年））の人口を推計して市街地として必要と見込まれる面積（以下「フレーム」という。）を設定する。</u>この際、世帯人員の変化や人口密度等の地域特性を考慮する。</p> <p>商業、工業、流通等の業務用地については、<u>将来の産業活動の規模を勘案して、生産及び流通が円滑に行われるよう配慮しつつ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づく都道府県計画（以下「県国土利用計画」という。）における県土の利用区分ごとの規模の目標を踏まえて設定する。</u></p> <p>また、<u>市街化調整区域内で、区域区分に係る次回定期見直しまでの間に市街化区域へ編入すべき状況が整うと見込まれる区域の土地利用を合理的に取り扱うため、全てのフレームを具体的に土地に割り付けることなく、その一部を保</u></p>	<p>(2) 区域区分の方針</p> <p>ア 目標年次におけるフレームの設定</p> <p>区域区分の見直しは、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に示された都市の将来像を前提として、<u>人口フレーム方式*により行うことが基本とされており、国勢調査による基準年次（平成27年）の人口を基に、目標年次（令和7年）である10年後の人口を設定して行う。</u></p> <p>この際、小規模世帯の増加や緑あふれ、ゆとりある土地利用の誘導といった視点から人口、世帯数などの各種原単位を考慮する。</p> <p>また、開発計画の進捗等により、<u>次回の区域区分の見直しまでに市街化区域へ編入することが望ましい区域については、市街地に配分すべき面積（人口フレーム方式により算定した面積）の一部を保留（保留フレーム）し、これを特定保留区域（計画的な市街化の見通しがある区域）又は一般保留（区域を定め</u></p>	現行第3 2

改定案	現行 (R3.3)	備考																																				
留フレームとし、特定保留（市街化区域に編入予定の区域を特定したもの）又は一般保留（留フレームのうち区域を特定しないもの）として設定する。	ず面積のみを確保するもの）として設定する。 ※人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積を算定する方式																																					
<p>(ア) 住宅用地の規模</p> <p>阪神間都市計画区域における将来の人口を下表のとおり見通し、住宅用地の規模を想定する。</p> <p>表2 市街化区域に配分されるべき人口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>年次</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和12年 (2030年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神間都市計画区域</td> <td>都市計画区域内</td> <td></td> <td>1,754.9千人</td> <td>おおむね 1,690.1千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内</td> <td></td> <td>1,719.7千人</td> <td>おおむね 1,662.1千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 令和2年(2020年)：国勢調査 令和12年(2030年)：国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年(2023年)推計）を基に推計。 注：令和12年(2030年)の市街化区域内人口は、保留する人口を含む。</p>	都市計画区域	区分	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)					阪神間都市計画区域	都市計画区域内		1,754.9千人	おおむね 1,690.1千人	市街化区域内		1,719.7千人	おおむね 1,662.1千人	<p>エ 人口の将来見通し</p> <p>阪神間都市計画区域における将来の人口を次のとおり想定する。</p> <p>表11 市街化区域に配分されるべき人口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>年次</th> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神間都市計画区域</td> <td>都市計画区域内</td> <td></td> <td>1,757千人</td> <td>おおむね 1,707千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内</td> <td></td> <td>1,718千人</td> <td>おおむね 1,676千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：(平成27年)国勢調査 (令和7年)国立社会保障・人口問題研究所推計値を基に都市計画現況調査における過去の実績値の推移により県都市計画課において推計 注：令和7年の市街化区域内人口は、保留フレームに対応する人口を含む。</p>	都市計画区域	区分	年次	平成27年	令和7年					阪神間都市計画区域	都市計画区域内		1,757千人	おおむね 1,707千人	市街化区域内		1,718千人	おおむね 1,676千人	現行第3 2(2)
都市計画区域			区分	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)																																
阪神間都市計画区域	都市計画区域内		1,754.9千人	おおむね 1,690.1千人																																		
	市街化区域内		1,719.7千人	おおむね 1,662.1千人																																		
都市計画区域	区分	年次	平成27年	令和7年																																		
阪神間都市計画区域	都市計画区域内		1,757千人	おおむね 1,707千人																																		
	市街化区域内		1,718千人	おおむね 1,676千人																																		
<p>(イ) 業務用地の規模</p> <p>阪神間都市計画区域における将来の工業出荷額及び商品販売額を下表のとおり見通し、業務用地の規模は、県国土利用計画における県土の利用区分に応じた規模を想定する。</p> <p>表3 工業出荷額・商品販売額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>年次</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和12年 (2030年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神間都市計画区域</td> <td>工業出荷額</td> <td></td> <td>28,704億円</td> <td>31,133億円</td> </tr> <tr> <td>商品販売額</td> <td></td> <td>35,921億円</td> <td>39,801億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和12年(2030年)の工業出荷額及び商品販売額は、工業統計調査、商業統計調査、経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査における過去の実績値の推移を基に推計。 注：商品販売額について、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下の休業等の影響が見られることから、令和3年</p>	都市計画区域	区分	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)					阪神間都市計画区域	工業出荷額		28,704億円	31,133億円	商品販売額		35,921億円	39,801億円	<p>オ 産業の規模</p> <p>阪神間都市計画区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。</p> <p>表12 産業の規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>年次</th> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神間都市計画区域</td> <td>製造品出荷額等</td> <td></td> <td>29,579億円</td> <td>26,738億円</td> </tr> <tr> <td>商品販売額</td> <td></td> <td>33,016億円</td> <td>45,558億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：工業統計調査及び商業統計調査における過去の実績値の推移を基に県都市計画課において推計</p>	都市計画区域	区分	年次	平成27年	令和7年					阪神間都市計画区域	製造品出荷額等		29,579億円	26,738億円	商品販売額		33,016億円	45,558億円	現行第3 2(2)
都市計画区域			区分	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)																																
阪神間都市計画区域	工業出荷額		28,704億円	31,133億円																																		
	商品販売額		35,921億円	39,801億円																																		
都市計画区域	区分	年次	平成27年	令和7年																																		
阪神間都市計画区域	製造品出荷額等		29,579億円	26,738億円																																		
	商品販売額		33,016億円	45,558億円																																		

13

改定案	現行 (R3.3)	備考												
(2021年)を基準としている。														
<p>(ウ) 市街化区域の規模</p> <p>阪神間都市計画区域の人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。</p> <p>表4 市街化区域の規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和12年 (2030年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神間都市計画区域</td> <td>おおむね 20,519ha</td> <td>おおむね 20,527ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：令和12年(2030年)の市街化区域の規模には、保留フレームのうち特定保留に係る面積を含み、一般保留に係る面積は含まない。</p>	都市計画区域	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	阪神間都市計画区域	おおむね 20,519ha	おおむね 20,527ha	<p>カ 市街化区域の規模</p> <p>阪神間都市計画区域の人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。</p> <p>表13 市街化区域の規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域</th> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神間都市計画区域</td> <td>おおむね 20,478ha</td> <td>おおむね 20,536ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：(平成27年)都市計画現況調査 注：一般保留を含まない。</p>	都市計画区域	平成27年	令和7年	阪神間都市計画区域	おおむね 20,478ha	おおむね 20,536ha	現行第3 2(2)
都市計画区域	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)												
阪神間都市計画区域	おおむね 20,519ha	おおむね 20,527ha												
都市計画区域	平成27年	令和7年												
阪神間都市計画区域	おおむね 20,478ha	おおむね 20,536ha												
<p>イ 市街化区域への編入</p> <p>市街化区域への編入は、土地利用の動向、都市基盤施設や公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとし、編入する区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域とする。</p> <p>なお、既存の市街化区域において、農地（田園住居地域又は生産緑地地区が定められている場合は、これらの区域内の農地を除く）、低未利用地又は都市基盤施設が脆弱な地区がある場合は、それらを優先して市街地整備を行うことに努める。</p> <p>また、市街化調整区域内で今後、計画的な整備、開発の見通しのある区域又は土地需要の高まりが著しいと見込まれる区域については、都市計画に上必要な理由を明確に示し、保留フレームを活用することなどにより、市街化区域への編入に向けた検討を行う。</p>	<p>イ 市街化区域への編入</p> <p>市街化区域の規模は、目標年次における人口や産業を適切に収容し得る区域とする。</p> <p>市街化区域への編入は、土地利用の動向、都市基盤施設や公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとし、編入する区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域とする。</p> <p>なお、既存の市街化区域において、生産緑地以外の農地や低未利用地及び都市基盤施設が脆弱な地区がある場合は、それらを優先して整備する。</p> <p>また、市街化調整区域内で今後、計画的な整備、開発の見通しのある区域又は土地需要の高まりが著しいと見込まれる区域については、都市政策上真に必要な場合に限り、農林漁業との調整を図った上で保留フレームを活用することなどにより、市街化区域への編入を検討する。なお、現在、特定保留区域に設定されている区域については、計画的な市街地整備の実施の見通しを精査した上で必要があれば再設定を行う。</p>	現行第3 2(2)												
<p>ウ 市街化が見込めない区域の措置</p> <p>現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間</p>	<p>ウ 市街化が見込めない区域の措置</p> <p>現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間</p>	現行第3 2(2)												

14

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>市街化が見込まれない区域や、防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。</p> <p>市街化調整区域への編入は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化調整区域としての土地利用計画を検討した上で行う。</p>	<p>市街化が見込まれない区域や、防災上の理由から都市活動に適さない区域等で、周辺市街地に影響を及ぼさない区域については、市街化調整区域への編入に努める。市街化調整区域への編入については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化調整区域としての土地利用計画を検討した上で行う。</p> <p>市街化区域内の集団的な農地、山林等のうち、都市防災、都市環境等の観点からその機能を活用・保全することが望ましい一団の区域については、生産緑地地区の指定に努める。</p> <p>また、市街化区域内において低層の住宅地と農地が混在する区域においては、土地利用の動向等を踏まえつつ、田園住居地域の指定により、農地を保全する。</p>	
<p>(3) 市街化調整区域における計画的な市街化の方針</p> <p>計画的な市街化の見通しがある区域（特定保留区域）として、尼崎市東海岸町沖（船出）地区において工業用地を設定する。</p> <p>また、川西市加茂4・5丁目地区において計画的な市街化を検討する。</p>	<p>(2) 市街化調整区域における計画的な市街化の目標</p> <p>計画的な市街化の見通しがある区域（特定保留区域）として、尼崎市東海岸町沖（船出）地区において工業用地を設定する。</p>	現行第3 4
<p>3 都市づくりに関する方針</p> <p>(1) 土地利用に関する方針</p> <p>ア 主要用途の整備方針</p> <p>(ア) 住宅地</p> <p>主要な鉄道駅周辺は、<u>人口構造の変化など様々な社会構造の変化を踏まえ、土地の高度利用を図りつつ、良質な都市型住宅の誘導を図る。</u>また、山の手や郊外部は、低層を中心とした<u>ゆとりある住宅地</u>とするなど、地区の特性に応じて用途、密度、形態等を適切に誘導する。</p> <p>特に、<u>都市基盤の老朽化・陳腐化が進む既成市街地の住宅地、空き家の増加等が懸念される郊外住宅地においては、地区計画等の都市計画手法や公的不動産の活用、民間事業者によるリノベーションの促進等により、良好な住環境の維持・形成</u>を図る。国道43号沿道においては、騒音の低減に資する沿道環境に配慮したまちなみの形成を図る。</p> <p>また、<u>京阪神地域における良好な住宅地としての魅力を高める観点から、子育て世帯が暮らしやすい住まいや住環境の整備等</u>を促進する住宅政策、<u>住み慣れた地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムとの連携</u>を図りつつ、用途地域の<u>きめ細かな見直し</u>等により、<u>生活利便施設の適切な配置や、コワーキングスペースなど多様な暮</u></p>	<p>(2) 土地利用に関する方針</p> <p>ア 主要用途の整備方針</p> <p>(ア) 住宅地</p> <p>主要な鉄道駅周辺は、<u>共働き世帯の増加等の社会構造の変化を踏まえ、土地の高度利用を図りつつ、近年ニーズが高まっている良質な都市型住宅の誘導を図る。</u>また、山の手や郊外部は、低層を中心とした住宅地とするなど、地区の特性に応じて用途、密度や形態等を適切に誘導する。</p> <p>特に、<u>低層住宅地における良好な住環境を保全する必要がある場合や、中低層住宅地において高層建築物等の立地による住環境問題の発生を防止する場合は、地区計画や高度地区等を活用し、住環境の保全・向上</u>を図る。国道43号沿道においては、騒音の低減に資する沿道環境に配慮したまちなみの形成を図る。</p> <p>また、<u>安心して居住できる日常生活圏を形成するため、生活利便施設等の適切な配置に加え、家族による支え合いが期待できる隣居・近居等を促進する住宅政策や住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムとの連携</u>を図りつつ、用途地域の<u>柔軟な変更等</u>により、<u>高齢者の急増に対応する多様な機能を導入する。</u></p>	現行第3 3

15

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p><u>らし方・働き方に必要な都市機能の充実を図る。</u></p> <p>なお、<u>近年の大型台風や集中豪雨による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、崖崩れ、地すべり、土砂流出等のおそれのある地域については、治山・砂防事業による防災対策を講じる場合を除き、土砂災害特別警戒区域等の指定と併せて市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。</u></p>	<p>これらにより、<u>職住近接のニーズ等に的確に対応した居住地の更なる魅力の向上</u>を図り、<u>京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化する。</u></p> <p>なお、崖崩れ、地すべり、土砂流出等のおそれのある地域については、土砂災害特別警戒区域の指定等の状況を踏まえて、市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。</p>	
<p>(イ) 商業・業務地</p> <p><u>多様な都市機能が集積しており通勤・通学、買物等の利便性が高い主要鉄道駅周辺は、県全体の活力やにぎわいを牽引するエリアとして、都市機能の更なる充実・強化を図る。</u></p> <p>また、<u>建蔽率の高い建築物が密集する区域においては、防火地域又は準防火地域の指定により市街地の不燃化を推進し、住居系用途地域に隣接する商業系用途地域など高容積率を利用した高層共同住宅等の立地が見込まれる区域においては、地区計画の活用等により新たな住環境問題の発生を防止する</u>など、地区の特性に応じた土地利用を誘導する。</p> <p>なお、<u>鉄道駅近くの有効活用に至っていない低未利用地、生産緑地以外の農地等については、市街地再開発事業や地区計画等の都市計画手法を活用し、都市の競争力の強化に資する都市的土地利用を推進する。</u></p> <p><u>生活拠点については、徒歩圏内での医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の施設の立地など、日常生活のニーズに対応する都市機能の誘導を図る。</u></p>	<p>(イ) 商業・業務地</p> <p>既に都市機能が集積する地区等におけるにぎわいを維持・創出するため、<u>市町の中心市街地活性化の取組等により商業及び業務活動の利便性の向上</u>を図るとともに、<u>充実したオープンスペースや、ゆとりある空間を備えた安全で良質なオフィスや都市型住宅、子育て施設の誘導、小中学校の受入能力の拡大によるまちなか居住を促進する。</u></p> <p>また、<u>主要な駅周辺の商業地域など、建蔽率の高い建築物が密集する区域においては、市街地の不燃化のための防火地域又は準防火地域の指定、住居系用途地域に隣接する区域においては、高容積率を利用した高層共同住宅等の立地による隣接区域の環境悪化を防止するための地区計画の活用など、地区の特性に応じた土地利用を誘導する。</u></p> <p>なお、<u>主要な駅周辺等の利便性が高い地域に存する未利用地、生産緑地以外の農地等については、土地の有効利用の観点から都市的土地利用への転換を促進する。</u></p>	現行第3 3(2)ア
<p>(ウ) 工業地・流通業務地</p> <p>物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部やインターチェンジ周辺等において、<u>既存産業の一層の充実や新たな産業拠点の形成を図る。</u></p> <p>臨海部の工場集積地では、<u>尼崎市東海岸町沖（船出）地区等の新たな工業用地において、基幹産業の強化や次世代成長産業の立地を促進するとともに、人の流れを生み交流を促進する大阪湾ベイエリアの活性化に向けた官民の取組を進める上で、既存の土地利用規制が不合理となる場合は、周辺の土地利用に配慮しつつ、特別用途地区や地区計画等の活用により柔軟な土地利</u></p>	<p>(ウ) 工業地</p> <p>物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部やインターチェンジ周辺等において、<u>既存産業の一層の充実や新たな産業拠点の形成を図る。</u></p> <p>臨海部の工場集積地では、<u>尼崎市東海岸町沖（船出）地区等の新たな工業用地において、基幹産業の強化や新産業の立地を促進する。</u></p>	現行第3 3(2)ア

16

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p><u>用を図る。</u></p> <p>内陸部においては、周辺環境との調和に<u>配慮しつつ、産業用地における操業環境の維持を図るとともに</u>、充実した基幹道路ネットワークを生かし、インターチェンジ周辺等における新たな産業拠点の形成を<u>図る。</u></p> <p>また、<u>既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため</u>、中国自動車道や新名神高速道路、阪神高速湾岸線のインターチェンジ周辺等の基盤整備が行われた区域において流通業務機能の集積を図るとともに、重要港湾である尼崎西宮芦屋港周辺において流通業務地を配置し、港湾物流機能の強化を図る。</p> <p>産業構造の変化により工場と住宅や商業施設との混在が生じている工業地においては、特別用途地区、高度地区や地区計画等の活用により、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導する。</p> <p>さらに、<u>工場における環境性能の向上等を踏まえ</u>、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく国の準則で定められた緑地面積率等を市町条例で緩和するなど、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。</p>	<p>内陸部においては、周辺環境との調和に留意しつつ、充実した基幹道路ネットワークを生かし、インターチェンジ周辺等における新たな産業拠点の形成を促進する。</p> <p>また、産業構造の変化により工場と住宅や商業施設との混在が生じている工業地においては、地区の将来像を踏まえ、特別用途地区、高度地区や地区計画等の活用により、住環境と操業環境それぞれに配慮した土地利用に向けた誘導を図る。</p> <p>さらに、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく条例による国準則の緑地面積率等の緩和など、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。</p> <p>(I) 流通業務地</p> <p>既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、<u>猪名川産業拠点地区等</u>の中国自動車道や新名神高速道路、阪神高速湾岸線のインターチェンジ周辺等の基盤整備が行われた区域において流通業務機能の集積を図る。</p> <p>また、重要港湾である尼崎西宮芦屋港周辺において流通業務地を配置し、港湾物流機能の強化を図る。</p>	
<p>イ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針</p> <p>(ア) 既成市街地を中心とした都市機能の誘導</p> <p>既に都市機能が充実している区域又は交通結節機能を有する区域等の既成市街地を中心として、立地適正化計画における誘導施設の設定により、都市機能を誘導する。</p> <p>また、災害の発生リスクが高い区域においては、災害危険区域等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。</p>	<p>イ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針</p> <p>(7) 既成市街地を中心とした都市機能の誘導</p> <p>既に都市機能が充実している区域や市街地の整備・改善により土地利用の更新が図られる区域又は交通結節機能を有する区域等の既成市街地を中心として、立地適正化計画に基づく誘導施設の設定や届出制度の活用等により、都市機能を誘導する。また、災害の発生リスクが高い区域等においては、災害危険区域等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。</p>	現行第3 3(2)
<p>(イ) 都市農地の保全・活用</p> <p>住宅地周辺のまとまりのある農地については、<u>近郊農業による都市住民へ</u></p>	<p>(I) 都市農地の保全・活用</p> <p>住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当</p>	現行第3 3(2)イ

17

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p><u>の農産物供給のほか、農業体験・学習や生産者との交流の場、災害時の一時避難地、雨水の貯留浸透などグリーンインフラとしての側面を有していること</u>から、都市機能の集積とのバランスに配慮しつつ、都市における緑のオープンスペースとして保全・活用を図り、<u>快適で高質な都市空間の形成を推進する。</u></p> <p>その際、生産緑地制度、地区計画農地保全条例、市民農園等の制度の活用等により、都市と緑・「農」が調和したゆとりある土地利用を図る。</p>	<p>な農地については、消費地に近い食糧生産地、都市住民等の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場、災害時の一時避難地、局地的な集中豪雨時の遊水機能、レクリエーションの場等としての多様な役割を果たしていることから、都市機能の集積とのバランスに配慮しつつ、都市における緑のオープンスペースとして積極的に評価し、その保全・活用を図る。</p> <p>都市農地においては、「兵庫県都市農業振興基本計画」（平成28年策定）の基本方向である「産業としての持続的な発展」、「営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用」、「農」のある暮らしづくりを実現するため、都市農業の振興を図るとともに、生産緑地、地区計画農地保全条例、市民農園等の制度の活用等により、都市と緑・農の共生によるゆとりある土地利用を促進する。</p>	
<p>(ウ) オールドニュータウン等の住宅地の再生</p> <p>住民の高齢化や住宅・施設の老朽化が一斉に進展する<u>郊外のニュータウンでは</u>、空き家の増加等に伴う住環境の悪化を防止し、コミュニティの再構築や地域活力の維持・向上を図るため、「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」を活用して、<u>施設のリノベーションや住み替えの促進、コミュニティ活動の場や日常の移動手段の確保などの取組を推進する。</u></p> <p>さらに、高齢者や子育て世帯のニーズに対応した住宅供給の促進と併せて、<u>専用住宅地としての住環境保全を主眼とする土地利用規制をきめ細かな視点で柔軟に見直すことにより</u>、医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の生活サービス機能やコワーキングスペース等の多様な働き方を支える施設が徒歩圏内に立地する魅力ある住宅地へ再生する。</p>	<p>(7) オールドニュータウン等の住宅地の再生</p> <p>昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大に伴って開発された郊外の大規模住宅団地等においては、<u>住民の高齢化や住宅・施設の老朽化が急速かつ一斉に進展するとともに</u>、用途純化の考えに基づいた土地利用によって多様なニーズに対応できない状況も見られる。このような人口構成のひずみと住宅需要の低下による空き家の増加等に伴う住環境の悪化を防止し、コミュニティの再構築や地域活力の維持・向上を図るため、<u>明舞団地（神戸市・明石市）等における取組をモデルに策定した「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」（平成28年策定）の普及啓発により</u>、他のニュータウンにおいても施設やまちのバリアフリー化、住み替え、コミュニティ活動やサテライトオフィス等の働く場の確保、大学生等が住民と共に地域づくりを行う「域学連携」などの地域住民や事業者等によるエリアマネジメントを促進し、<u>多世代が支え合い持続するまちへ再生する。</u></p> <p>また、高齢者や子育て世帯のニーズに対応した住宅を供給するとともに、<u>用途地域等を柔軟かつ適切に変更し、徒歩圏内に医療・福祉、子育て支援、日用品販売、等の施設の立地を誘導する。</u></p>	現行第3 3(2)イ
<p>(E) 大規模集客施設の適正な立地</p> <p>大規模集客施設については、<u>目指すべき都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化など都市基盤に及ぼす影響に</u>配慮しつつ、市町の中心市街地活性化</p>	<p>(I) 大規模集客施設の適正な立地誘導</p> <p>大規模集客施設については、<u>地域連携型都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化等の都市機能への影響に</u>配慮しつつ、市町の中心市街地活性化の取</p>	現行第3 3(2)イ

18

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>の取組や特別用途地区の指定と連携して「<u>大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム</u>」を運用し、広域的な観点から適正な立地を推進する。</p> <p>特に、地域<u>拠点</u>等については、大規模集客施設の立地を誘導する「<u>商業ゾーン</u>」とし、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等により立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模集客施設の立地については、地区計画の活用等により、弾力的に土地利用を誘導する。</p>	<p>組や特別用途地区の指定と連携して、広域土地利用プログラムを運用し、隣接地域を含めた広域的な観点から適正な立地を誘導する。</p> <p>特に、地域<u>都市機能集積地区</u>等については、大規模な集客施設の立地を誘導・許容する商業ゾーンとし、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等の活用により大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模集客施設の立地については、地区計画の活用などにより、弾力的に土地利用を誘導する。</p>	備考
<p>(オ) <u>大規模工場の移転や大規模集客施設の撤退等に伴う土地利用転換への対応</u></p> <p>大規模な工場の移転等が生じる場合には、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」により、<u>事業者周辺環境と調和</u>した適切な跡地利用を促し、都市機能との調和を図るとともに、<u>大阪湾ベイエリアの活性化に資する土地利用を誘導する</u>。</p> <p>また、大規模集客施設が撤退する場合には、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)により、撤退後の周辺地域における都市機能の調和を図る。</p> <p>その際、跡地における土地利用の転換が見込まれる場合には、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画の活用などにより、望ましい市街地環境へ誘導する。</p>	<p>(イ) <u>大規模工場の移転や大規模集客施設の撤退等に伴う土地利用転換への対応</u></p> <p>大規模な工場が移転等する場合には、工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱に基づく手続により、<u>企業に地元市町の意見を反映した適切な跡地利用を促し、都市機能との調和や地域産業の持続的な振興を図る</u>。</p> <p>また、大規模集客施設が撤退する場合には、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)に基づく手続により、撤退後の周辺地域における都市機能の調和を図る。</p> <p>その際、跡地における土地利用の転換が見込まれ、<u>その土地利用計画が具体化した場合には、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画の活用などにより、望ましい市街地環境へ誘導する</u>。</p>	現行第3 3(2)イ
<p>ウ <u>市街化調整区域の土地利用の方針</u></p> <p>(ア) <u>「農」との健全な調和</u></p> <p>農業を振興する地域として無秩序な市街化を抑制することとし、<u>都市的土地利用を図る場合は、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る</u>。特に、三田市など地域北部における都市近郊農地については、<u>阪神地域での地産地消等を促進する貴重な農業生産の場として保全</u>を図る。</p> <p><u>農業を通じて維持されてきた地域環境を適切に管理していく上で、持続可能な農業構造の実現が重要であることを踏まえ、販売等のための施設については、地域環境との調和に配慮しつつ立地の誘導を図る</u>。</p>	<p>ウ <u>市街化調整区域の土地利用の方針</u></p> <p>(イ) <u>優良な農地との健全な調和</u></p> <p>農業を振興する地域では、<u>周辺環境との調和に配慮した土地利用を図る</u>。特に、三田市など地域北部における都市近郊農地を保全するとともに、<u>都市部との連携強化により、阪神地域での地産地消等を促進し、農業振興や環境負荷の低減を図る</u>。</p>	現行第3 3(2)

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>(イ) <u>地域の活力の維持に資するまちづくりの促進</u></p> <p>人口減少・少子高齢化の進行などにより、活力が低下している地域も見られることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、地域の実情に応じた<u>土地利用</u>を実現する手法として、地区計画や特別指定区域制度の活用に加え、<u>空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(令和4年兵庫県条例第22号)に基づく「空家等活用促進特別区域」の指定により、空き家の用途変更を柔軟に認めるなど、開発許可制度の弾力的運用を図る</u>。</p> <p>具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等が現地で事業を継続できるよう敷地を拡張する必要がある地域などにおいて、<u>地区計画等の活用により、地域の住民や企業による主体的なまちづくりを誘導</u>する。</p> <p>特に、新名神高速道路等のインターチェンジ周辺における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画を踏まえて開発整備の必要性を判断の上、<u>農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発整備を誘導する</u>。</p> <p>大規模集客施設や公共公益施設の立地については、市街化区域内において設置できない理由や施設の位置及び規模について相当の<u>妥当性</u>があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。</p> <p><u>水災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、浸水想定区域等のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアについては、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として開発を抑制する</u>。</p>	<p>(イ) <u>地域の活力の維持に資するまちづくりの促進</u></p> <p>厳しい土地利用規制の下で人口減少・少子高齢化の進行などにより、活力が低下している地域も見られることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、<u>住民生活の安定や地域創生に資する地域の活力の維持等、地域の実情に応じたまちづくりを実現する手法の一つとして、地区計画や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等</u>を図る。</p> <p>具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等が現地で事業を継続できるよう敷地を拡張する必要がある地域などにおいて、<u>地域主導によるまちづくりを促進する</u>。</p> <p>特に、新名神高速道路等のインターチェンジ周辺の地域における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画との整合を勘案し、<u>開発整備の必要性について慎重に判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導する</u>。</p> <p>また、兵庫県地域創生戦略を踏まえ、<u>市街化区域緑辺部の既存工場等の現地で事業継続のための敷地拡大やUJIターン者の居住を認めるなど、開発許可制度の弾力的運用を図る</u>。</p> <p>大規模開発や公共公益施設の立地については、市街化区域内において設置できない施設や市街化調整区域内での位置及び規模の妥当性について相当の理由があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。</p> <p>自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、<u>浸水想定区域等のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアについては、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として、開発を抑制する</u>。</p>	現行第3 3(2)ウ
<p>(2) <u>都市施設に関する方針</u></p> <p><u>目指すべき都市構造の実現に向け、「阪神南地域ひょうごインフラ整備プログラム」及び「阪神北地域ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的に推進するとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年</u></p>	<p>(3) <u>都市施設に関する方針</u></p> <p>地域連携型都市構造化の実現に向け「<u>阪神南地域社会基盤整備プログラム(2019～2028年度)</u>」(平成31年策定)及び「<u>阪神北地域社会基盤整備プログラム(2019～2028年度)</u>」(平成31年策定)等に基づき都市基盤施設の整備を計画的・</p>	現行第3 3

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>計画」に基づく計画的・効率的な老朽化対策を推進することで、都市基盤施設の安全性を確保する。</p> <p>また、長期未着手となっている都市計画施設については、必要性や実現性等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行うほか、学校、公民館、病院等の施設については、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。</p>	<p>効率的に推進し、「ストック効果の最大化」を図るとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」等に基づき計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進するなど、戦略的な維持管理・更新を進める。</p> <p>また、長期未着手となっている都市計画公園等については、現況の整備状況や土地利用状況等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行う。</p> <p>学校、公民館、病院等の施設については、人口減少や年齢構成の変化に対応するため、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。また、その結果余剰となった公有地については、民間事業者等による活用を促進する。</p>	
<p>ア 交通施設</p> <p>都市機能を相互に補完する地域拠点間の連携強化と日常生活圏における利便性の確保を図るため、周辺環境や景観に配慮しつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備及び公共交通の充実を図る。</p> <p>特に、名神高速道路、新名神高速道路、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道、阪神高速神戸線等からなる基幹道路ネットワークの一層の拡充に向け、名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進するほか、大阪湾岸道路西伸部の整備により、阪神臨海地域の交通負荷を軽減し、交通渋滞や沿道環境などの改善を図る。また、都市計画道路尼崎宝塚線など南北幹線の整備により安全で円滑な道路交通環境を確保するとともに、阪神高速湾岸線のロードプライシング等により国道43号の沿道環境の改善を図る。</p> <p>本地域においては、既に鉄道や路線バス等による密度の高い公共交通ネットワークが形成されているため、公共交通の更なる利便性の向上に向け、主要な鉄道駅舎のバリアフリー化、鉄道、バス、空港等の各交通機関の連絡の円滑化、歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車の活用を推進を図る。</p> <p>西宮市の北部から猪名川町に至る北部地域の鉄道駅から離れた住宅地においては、生活拠点や地域拠点へアクセスする路線バスの維持とともに、コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、持続可能な交通体系の構築を目指し、定時定路線の交通における自動運転車の導入に向けた取組を推進する。</p>	<p>ア 交通施設</p> <p>都市機能の相互補完を行う地域内外の連携強化と地域内の生活利便性を確保するため、周辺の自然条件や社会的条件を踏まえつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備や公共交通の充実を図る。</p> <p>特に、名神高速道路、新名神高速道路、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道、阪神高速神戸線、同湾岸線、同北神戸線等からなる基幹道路ネットワークの一層の拡充を図るため、名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進する。また、都市計画道路尼崎宝塚線など南北幹線の整備により道路ネットワークの円滑な利用を確保するとともに、阪神高速湾岸線のロードプライシング等により国道43号の沿道環境の改善を図る。</p> <p>さらに、本地域においては、既に鉄道や路線バス等による密度の高い公共交通ネットワークが形成されているため、主要な鉄道駅舎のバリアフリー化、鉄道、バス、空港等の各交通機関の連絡の円滑化、超高齢社会に対応した歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車の通行環境の改善等を行うとともに、公共交通の更なる利便性の向上に向け、阪急電鉄神戸線における西宮北口～武庫之荘間の新駅設置の検討を行う。</p> <p>西宮市から猪名川町に至る北部地域の鉄道駅から遠い居住地においては、近隣の都市機能集積地区へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通の運行等を支援するなど、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、地域交通の利便性を確保するため、自動運転車の導入等を検討する。</p> <p>広域的な公共交通ネットワークの維持・確保に当たっては、地域内の市町や</p>	現行第3 3(3)

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>大阪・関西万博の開催やIR (Integrated Resort : 統合型リゾート) 等の大阪湾ベイエリアにおける開発整備を契機とした国内外との交流の拡大を見据え、大阪国際空港に神戸空港及び関西国際空港を加えた関西3空港の最大活用に向けた取組を推進するとともに、海上交通網のあり方等を検討する。</p>	<p>交通事業者からなる協議会等の取組により公共交通の利便性の向上を図る。</p> <p>また、大阪・関西万博の開催やIR (Integrated Resort : 統合型リゾート) の誘致等の大阪湾ベイエリアにおける開発整備を契機とした国内外との交流・環流の拡大を見据え、大阪国際空港に神戸空港及び関西国際空港を加えた関西3空港の最大活用に向けた取組を推進するとともに、海上交通網の在り方等を検討する。</p>	
<p>イ 公園・緑地</p> <p>生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、六甲山系、北摂山系等の都市近郊に残る貴重な自然環境や優れた風致については、自然公園法 (昭和32年法律第161号) や地域制緑地制度に基づき保全しつつ、自然環境と調和した土地利用を図る。</p> <p>市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能の向上、都市景観の形成、コミュニティづくりやにぎわいの創出等に加え、テレワークの場など多様な機能を勘案し、公園・緑地の整備・保全を図り、自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラを形成するとともに、周辺の自然環境を含めた水と緑のネットワークを形成する。</p> <p>特に、環境省の「自然共生サイト」にも認定された尼崎の森中央緑地は、「尼崎21世紀の森構想」を先導する拠点的な緑地として整備を推進する。また、自然環境豊かな甲山森林公園、一庫公園等については、適正に維持管理及び利用促進を図るとともに、有馬富士公園では、豊かな自然環境を生かした芸術文化機能の充実等により、地域内外の交流を促進する。</p> <p>またあわせて、生産緑地や社寺林は、都市における貴重な緑地空間として維持・保全に取り組むほか、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図る。</p>	<p>イ 公園・緑地</p> <p>生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、六甲山系、北摂山系等の都市近郊に残る貴重な自然環境や優れた風致については、自然公園法 (昭和32年法律第161号) や地域制緑地制度に基づき保全しつつ、自然環境と調和した土地利用を図る。</p> <p>市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収、防災機能の向上、都市景観の形成、コミュニティづくりやにぎわいの創出等に加え、これまでにないテレワークの場など多様な機能を勘案し、公園・緑地の整備・保全を図り、周辺の自然環境を含めたグリーンインフラを形成する。特に、失われた自然環境の回復と創造により、魅力と活力のある都市の再生を目指す「尼崎21世紀の森構想」(平成14年策定) を先導する拠点的な緑地として尼崎の森中央緑地の整備を推進する。また、県立甲山森林公園、県立一庫公園、等については、適正に維持管理及び利用促進を図るとともに、県立有馬富士公園では、「地球アトリエ構想」に基づく豊かな自然環境を生かした芸術文化機能の充実により、地域内外の交流を促進する。</p> <p>また、都市内の生産緑地地区等の農地や社寺林についても貴重な緑地空間と捉え、維持・保全に取り組むほか、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図り、特に緑の少ない都心部における緑化を促進する。</p>	現行第3 3(3)
<p>ウ 河川・下水道</p> <p>「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、河川敷や川の水面を利用した「かわまちづくり」の取組を通じて、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。</p> <p>また、猪名川や武庫川等において、洪水等による浸水被害に対して住民の安全を確保するため、河川整備を計画的に推進するとともに、人と自然が共生</p>	<p>ウ 河川・下水道</p> <p>「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、市町等による「かわまちづくり支援制度」の活用など、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。</p> <p>猪名川や武庫川等において、洪水等による浸水被害に対して、住民の安全・安心を確保するため、河川整備を計画的に推進するとともに、人と自然が共生</p>	現行第3 3(3)

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>る河川環境の保全と創出を図る。</p> <p><u>さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく流域下水道の計画的な改築・更新、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、下水汚泥の有効活用にも取り組む。</u></p> <p><u>あわせて、豊かな海の実現に向けた栄養塩類の循環バランスに配慮した下水処理場の運転管理の取組や都市部における雨水対策を推進するとともに、尼崎運河においては、地域住民やNPO等と連携した水質浄化活動により水環境の改善に取り組む。</u></p>	<p>する河川環境の保全と創出を図る。</p> <p>また、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく流域下水道の計画的な改築・更新、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備、高度処理化及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、下水汚泥の有効活用にも取り組む。</p> <p>あわせて、都市部における雨水対策を推進するとともに、尼崎運河においては、地域住民やNPO等と連携した水質浄化活動により水環境の改善に取り組む。</p>	
<p>エ その他の都市施設</p> <p>廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。</p>	<p>エ その他の都市施設</p> <p>廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。</p>	現行第3 3(3)
<p>(3) 市街地整備に関する方針</p> <p>安全で安心な魅力ある都市づくりに向けて、都市計画法等の特例制度や各種支援制度の活用により大規模業務施設や都市型住宅などの民間投資を適切に誘導し、都市の競争力の強化を図る。</p> <p>既成市街地内においては、<u>公民連携でビジョンを共有し、空地等の暫定利用、リノベーション、歩行者の利便増進に資する道路空間の再整備、駅前広場等の利活用、法定事業など多様な手法を組み合わせ、段階的・連鎖的に展開することで、持続的な更新と価値向上を図る。</u></p> <p><u>特に、JR西宮駅周辺やJR芦屋駅周辺、JR・神戸電鉄三田駅周辺においては、市街地再開発事業等による再整備を進める。阪神西宮駅北地区においては、公民連携による公共施設の再編や駅前空間の再整備により多様な都市機能の集積を図る。</u></p>	<p>(4) 市街地整備に関する方針</p> <p>安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の実現に向けて、都市計画法等の特例制度の活用、条例・要綱等の規制の緩和や各種支援制度の活用により、大規模業務施設や都市型住宅などの民間投資を適切に誘導し、都市の競争力の強化を図る。なお、市街地開発事業の都市計画決定後、長期にわたって事業に着手していない施行区域については、その区域の廃止を含めた見直しを検討する。同様に、長期にわたって整備を中断している郊外ニュータウンについても、計画の廃止・縮小又は用途転換等の見直しを検討する。</p> <p>既成市街地内においては、公共団体が有する既存ストックの有効活用や空き家の活用・リノベーションの促進、低未利用地の利活用を図るとともに、地区の位置付けに応じた都市機能の維持・充実や良好な住環境の形成等を図る。特に、公共施設の統廃合や大規模工場の移転に伴って生じた未利用地等の土地利用を促進するとともに、立地適正化計画に基づく誘導施設の設定及び届出制度の活用等により、適切な都市機能の立地を誘導する。</p> <p>JR西宮駅周辺やJR芦屋駅周辺、JR・神戸電鉄三田駅周辺においては、市街地再開発事業等による再整備を進める。</p>	現行第3 3

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p><u>また、阪急電鉄神戸線の武庫川橋梁上への新駅設置に合わせて、両岸の新駅周辺においてアクセス道路や歩行空間、自転車空間の整備を進め、交通利便性の向上を図る。</u></p> <p><u>さらに、高齢者、障害者等を含む全ての人が社会活動へ参画できる環境を整備するため、道路や施設等のバリアフリー化を促進する。</u></p> <p>阪神間都市計画区域においては、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく「防災街区整備方針」を定め、適切な市街地整備を進める。</p> <p><u>そのほか、これまでの市街地開発事業等の事業手法に加え、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例制度等を活用した住民の自主的な建替え等への支援により、密集市街地の解消を目指す。</u></p>	<p>阪神芦屋駅・市役所周辺地区、伊丹サンロード地区、宝塚駅周辺地区、清和台地区（川西市）、弥生が丘（三田市）、日生中央駅周辺地区（猪名川町）等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進するとともに、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に生かすことのできる「自転車のまちづくり」を進める尼崎市等の取組等を促進する。</p> <p>なお、阪神間都市計画区域においては、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく「防災街区整備方針」を定め、これらの方針に基づき適切な市街地整備を進めるとともに、<u>尼崎市等に見られる密集市街地においては、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」（平成28年策定）を活用し、これまでの事業手法に加え、建築基準法の特例制度等を活用した住民の自主的な建替え等を促進する。</u></p>	
<p>(4) 防災に関する方針</p> <p>「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。</p> <p>特に、南海トラフ地震や上町断層帯地震等の広域的な大規模災害に備え、大阪府を含めた周辺地域との連携やより広域での応援協定等により復旧・復興力（レジリエンス）を高めておくなど、災害に強い都市づくりを進める。</p> <p><u>また、「防災・減災」の取組に並行して、実際に被災した場合に、早期に的確な復興まちづくりに取り組めるよう「復興事前準備」の取組を進める。</u></p>	<p>(5) 防災に関する方針</p> <p>「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。</p> <p>特に、南海トラフ地震や上町断層帯地震等の大規模広域災害に対応するため、府県を越えた広域的な災害応急体制を確立するなど、大阪府下を含めた周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。</p> <p><u>また、人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報に係る住民に対する防災情報提供システムの充実等を図る。</u></p>	現行第3 3
<p>ア 防災拠点の整備とネットワークの形成</p> <p>災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、国道43号等を軸とした広域防災帯の整備を推進するとともに、広域防災拠点である阪神南広域防災拠点（今津浜公園）、有馬富士公園、西猪名公園・東久代運動公園を核として、地域防災拠点等との連携を図る。</p>	<p>ア 防災拠点の整備とネットワークの形成</p> <p>災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、国道43号等を軸とした広域防災帯の整備や、広域防災拠点である阪神南広域防災拠点（今津浜公園）、県立有馬富士公園、県立西猪名公園・川西市立東久代運動公園を核として地域防災拠点等との連携を図る。さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のた</p>	現行第3 3(5)

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。</p> <p>また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。</p>	<p>めの緊急輸送道路等の整備、橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。</p> <p>また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。</p>	
<p>イ 都市の耐震化・不燃化等</p> <p>地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。</p> <p>特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、災害時要援護者利用施設（老人ホーム等）などの耐震化・不燃化を図るとともに、<u>密集市街地における建物の不燃化や延焼防止対策を一層推進する。</u></p> <p>また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進するほか、ハザードマップ等により浸水のおそれがある<u>とされている</u>区域においては、<u>地区計画等を活用し</u>、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所設置など建築物の<u>浸水対策</u>を促進する。</p>	<p>イ 都市の耐震化・不燃化等</p> <p>地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。特に、防災上重要な公共建築物、密集市街地や緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、老人ホームなど災害時要援護者利用施設等の耐震化・不燃化を一層推進する。また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進する。</p> <p>県や市町のハザードマップ等により浸水のおそれがある区域においては、<u>被害の軽減を図るため、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所への設置など建築物の耐水化を促進する。</u></p>	現行第3 3(5)
<p>ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり</p> <p>(ア) 総合的な治水対策</p> <p>平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、<u>河川の事前防災対策として河川改修や既存ダムの有効活用等</u>を重点的に推進する。</p> <p>また、<u>流域治水関連法</u>や総合治水条例に基づき、猪名川や武庫川等の流域において、<u>河川や下水道の整備による浸水対策</u>に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源涵養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。</p>	<p>エ 水害・土砂災害等に強い地域づくり</p> <p>(7) 総合的な治水対策</p> <p>平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、異常豪雨が頻発化していることを踏まえ、「<u>河川対策アクションプログラム（令和2～10年度）</u>」に基づき、事前防災対策を重点的に推進する。</p> <p>また、総合治水条例に基づき、猪名川や武庫川等の流域において、河川下水道対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップや洪水浸水想定区域図等の公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源の<u>かん養の必要性</u>等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。</p>	現行第3 3(5)
<p>(イ) 津波・高潮対策の推進</p>	<p>ウ 発生頻度を踏まえた津波・高潮対策</p> <p>「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」(平成27年策定)に基づき、<u>近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため</u>、「津波防災インフラ整備計画」による計画的かつ重点的な護岸補強等のハード対策に加え、津波避難対策等のソフト対策を推進する。特に、<u>最大クラスの津波等により甚大な浸水被害が想定される尼崎西宮芦屋港（レベル2津波水</u></p>	現行第3 3(5)

25

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>平成30年台風第21号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から<u>防潮堤高上げ等</u>を推進する。</p> <p>さらに、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」に基づき、<u>住民の迅速・円滑な避難体制の整備を図る。</u></p>	<p>位：尼崎地区T.P.+4.0m、西宮・今津地区T.P.+3.7m、鳴尾地区T.P.+3.7m)の津波対策の早期完了を図る。</p> <p>あわせて、平成30年台風第21号の教訓を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から高潮対策を推進する。</p> <p>防潮堤を有する企業に対しては、津波や高潮による浸水想定区域や県が実施する防潮堤の耐震点検結果等に係る情報を提供するとともに、防潮堤の調査・点検や必要な対策を促進する。</p> <p>阪神地域では公共交通機関を利用した遠方からの通勤・通学者が多く、帰宅困難者の大量発生が予測されることから、行政、企業、鉄道事業者等の協働による帰宅困難者対策を推進する。</p>	
<p>(ウ) 土砂災害等の防止</p> <p>市街地に面する六甲山系の南側斜面においては、土砂災害に対する市街地の安全性の向上と緑豊かな都市環境、景観等の創出やレクリエーションの場の提供を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等を促進し、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。</p> <p>その他の山麓部においても、崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域等の<u>災害レッドゾーン</u>や土砂災害警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、<u>災害レッドゾーンについては市街化調整区域や立地適正化計画の居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適切な運用を図るとともに、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）に基づき、防災上の措置を適切に講じる。</u></p> <p>そのほか、「<u>山地防災・土砂災害対策計画</u>」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（<u>簡易流木止め施設の設置</u>や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。</p>	<p>(イ) 土砂災害等の防止</p> <p>市街地に面する六甲山系の南側斜面においては、土砂災害に対する市街地の安全性の向上と緑豊かな都市環境、景観等の創出やレクリエーションの場の提供を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等を促進し、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。</p> <p>その他の山麓部においても、崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等を市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。</p> <p>また、「<u>第3次山地防災・土砂災害対策計画</u>」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（<u>災害緩衝林の造成</u>や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。</p>	現行第3 3(5)エ
<p>(5) 環境共生に関する方針</p> <p>ア 脱炭素化の推進</p> <p>(ア) コンパクトな都市構造の形成</p> <p>都市のエネルギー利用効率の向上、CO₂排出量の削減等に向けて、<u>地域拠</u></p>		新設

26

改定案	現行 (R3.3)	備考
点や生活拠点などへの都市機能の集積及び居住の誘導、公共交通の利用促進などにより脱炭素化に資するコンパクトな都市構造を形成する。		
<p>(イ) 住宅・建築物の脱炭素化</p> <p>既に都市機能が集積する地域拠点や駅周辺の再整備、新たな住宅地や産業団地等の開発などの機会を捉え、先進技術の導入による建築物のエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用による地域全体のエネルギー効率の向上を推進する。</p> <p>また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) やネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 等のエネルギー効率の優れた建築物の普及、住宅・建築物の木質化や省エネ改修を促進する。</p>		新設
<p>(ウ) 交通の脱炭素化</p> <p>発達した公共交通網の利便性向上や自転車通行空間の整備、駐輪場の適正配置、シェアサイクル等の導入、駅周辺等における回遊性の向上や郊外住宅地等におけるグリーンスローモビリティの導入等により、自家用車から公共交通や自転車等への転換を促進するとともに、電気や水素等の新エネルギーを活用した交通手段の導入を推進する。</p> <p>また、都市計画道路の整備や踏切道の改良等により、交通渋滞に起因する燃費の悪化やCO2排出量増加等の軽減を図るとともに、尼崎西宮芦屋港を活用した物流のモーダルシフトを推進し、交通の脱炭素化を推進する。</p>		新設
<p>イ グリーンインフラの活用</p> <p>(ア) 市街地を取り巻く緑の保全・創出</p> <p>武庫川水系をはじめとする河川やため池、大阪湾ベイエリアの海岸など水辺空間の保全を図り、六甲・北摂山系など市街地周辺の森林や市街地内の公園・緑地、緑化空間などと有機的につなげることで、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実する。</p> <p>また、緑地の質・量両面での確保に向けて、都市の公園・緑地に加え、市街地や集落内にある歴史・文化資源等と一体となった緑の保全、公共空間における緑化の推進、新たな開発地や工業、商業その他の業務施設における緑化の誘導など、多様な緑を保全・創出する。</p> <p>あわせて、グリーンインフラとして広域から地域レベルに至る多様な自然環境のネットワークを形成し、自然の力を生かした安全・安心・快適なまち</p>		新設

27

改定案	現行 (R3.3)	備考
づくりを推進する。		
<p>(イ) 農地の保全・活用</p> <p>自然・田園が広がる地域では、農地や自然環境を保全する制度の活用とともに、無秩序な市街化を抑制し、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。特に、市街化調整区域においては、地区計画等を活用して農業的土地利用と調和した土地利用を誘導する。</p> <p>また、市街化区域内農地については、これを保全し食糧生産とともに緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産緑地地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進する。</p> <p>あわせて、「農」とのふれあい空間を確保するため、市民農園や農家レストラン、農産物直売所の開設等を促進する。</p>		新設
<p>(ウ) 森林の整備、森林資源の活用</p> <p>六甲・北摂山系などの森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性、癒しや休養、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。こうした豊かな自然環境を保全するため、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により森林の保全を図る。また、林業振興のほか、集落近くでの野生動物共生林整備や、多様な担い手による森づくり活動の推進により、人と野生動物との棲み分けを図るとともに、里山の整備・活用を推進する。</p> <p>あわせて、森林保全に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における県産木材の利用促進等、都市における森林資源の活用を推進する。</p>		新設
<p>(6) 景観形成に関する方針</p> <p>魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割の下で連携した景観形成の取組を進める。</p> <p>黒川地区をはじめとする集落と田園が一体となった里山を擁する六甲山系や北摂山系、武庫川や猪名川、大阪湾等の恵まれた自然景観の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観地区や風致地区等の活用により、甲陽園目神山や六麓荘等の古くからの戸建て住宅地やニュータウン等の緑豊かな住宅地、旧伊丹郷町の城下町や尼崎市の寺町等の歴史的まちなみを有する地区、芦屋川沿岸や関西学院周辺等の眺望景観を形成する地区、阪急宝塚駅等の鉄</p>	<p>(6) 景観形成に関する方針</p> <p>魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」(平成26年改定)に基づき、住民や事業者と行政がそれぞれの役割のもとで連携した景観形成の取組を進める。</p> <p>黒川地区をはじめとする集落と田園が一体となった里山を擁する六甲山系や北摂山系、武庫川や猪名川、大阪湾等の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観地区や風致地区等の活用により、甲陽園目神山や六麓荘等の古くからの戸建て住宅地やニュータウン等の緑豊かな住宅地、旧伊丹郷町の城下町や尼崎市の寺町等の歴史的まちなみを有する地区、芦屋川沿岸や関西学院周辺等の眺望景観を形成する地区、阪急宝塚駅等の鉄</p>	現行第3 3

28

改定案	現行 (R3.3)	備考
<p>道駅周辺や南芦屋浜等のウォーターフロントなど都市の顔となる地区において、地区ごとの特性に応じ、住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の<u>保全・形成</u>を図る。</p> <p>その他の地域においても、景観法や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による建築物の形態や意匠の制限、<u>屋外広告物法（昭和24年法律第189号）</u>や屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による<u>屋外広告物の規制を行う</u>とともに、駅周辺などの利便性の高い地域では、民間投資の誘導による都市的景観の形成を促進するなど、阪神地域にふさわしい景観を誘導する。</p> <p>また、明治から戦前にかけて数多く建てられた近代建築物など、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等を景観法に基づく景観重要建造物等として指定し、優れた景観資源として保全・活用を図る。</p> <p>さらに、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進、<u>太陽光条例の適切な運用</u>等により、周辺環境と調和した阪神地域らしい景観を創出する。</p>	<p>道駅周辺や南芦屋浜等のウォーターフロントなど都市の顔となる地区において、地区ごとの特性に応じ、住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の<u>形成・保全</u>を図る。</p> <p>その他の地域においても、景観法や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による<u>広告物の整序</u>を図るとともに、駅周辺などの利便性の高い地域では、民間投資の誘導による都市的景観の形成を促進するなど、阪神地域にふさわしい景観を誘導する。</p> <p>また、明治から戦前にかけて数多く建てられた近代建築物など、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等を景観法に基づく景観重要建造物等として指定し、優れた景観資源として保全・活用を図る。</p> <p>さらに、<u>公共施設等への県産木材の活用</u>、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進等により、周辺環境と調和した阪神地域らしい景観を創出する。</p>	
<p>(7) 地域の活性化に関する方針</p> <p>阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化の蓄積、個性的で魅力あふれる文教施設等の集積、尼崎城などの新たな地域資源、日本遺産の構成文化財である中山寺本堂等を生かした回遊性のある都市型観光を促進するとともに、県立芸術文化センター、県立尼崎青少年創造劇場ピッコロシアターや宝塚大劇場などの多彩な芸術文化施設により芸術文化を通じた国内外の交流を促進する。</p> <p>さらに、北摂の里山、六甲山、武庫川等の自然環境を生かしたサイクルツーリズムを促進するとともに、尼崎運河や河川を人々の憩いの空間として活用する「<u>阪神なぎさ回廊プロジェクト</u>」や「<u>21世紀の尼崎運河再生プロジェクト</u>」、北摂里山を保全・活用する「<u>北摂里山博物館構想（地域まるごとミュージアム）</u>」や「<u>ひょうご北摂スポーツサイクルの郷づくり</u>」、阪神地域の農と食の魅力を見つけ、生かし、楽しむ「<u>阪神アグリパーク構想</u>」等の参画と協働の取組により地域の活性化を促進する。</p> <p><u>北部の自然豊かな地域等は、都市に近い豊かな自然環境を生かし、新たなワークスタイルやライフスタイルを実現する場ともなり得る地域であることから、地域特性を踏まえつつ、多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを支援する。</u></p> <p>年々増加する空き家については、<u>空き家等活用促進特別区域の指定等により、地</u></p>	<p>(7) 地域の活性化に関する方針</p> <p>阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化の蓄積、個性的で魅力あふれる文教施設等の集積、尼崎城などの新たな地域資源、日本遺産として認定された「<u>1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～</u>」を構成する文化財である中山寺本堂等を生かした回遊性のある都市型観光を促進するとともに、県立芸術文化センター、県立尼崎青少年創造劇場ピッコロシアターや宝塚大劇場などの多彩な芸術文化施設により芸術文化を通じた国内外の交流を促進する。</p> <p>さらに、北摂の里山、六甲山、武庫川等の自然環境を生かしたサイクルツーリズムを促進するとともに、尼崎運河や河川を人々の憩いの空間として活用する「<u>阪神なぎさ回廊プロジェクト</u>」や「<u>21世紀の尼崎運河再生プロジェクト</u>」、北摂里山を保全・活用する「<u>北摂里山博物館構想（地域まるごとミュージアム）</u>」や「<u>ひょうご北摂スポーツサイクルの郷づくり</u>」、<u>県立有馬富士公園を舞台とした「地球アトリエ構想</u>」、<u>阪神地域の農と食の魅力を見つけ、生かし、楽しむ「阪神アグリパーク構想</u>」等の参画と協働の取組により地域の活性化を促進する。</p> <p>今後、増加が懸念される都市部の空き地や空き家については、民間事業者が主</p>	<p>現行第3 3</p>

改定案	現行 (R3.3)	備考																																													
<p><u>域コミュニティや民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等を進め、積極的に市場への流通を促し、まちのにぎわいの創出や地域の人口維持につなげる。</u></p>	<p>体となった利活用やリノベーション等により、市場への流通を促し、まちのにぎわいの創出や地域の人口増加につなげる。</p> <p>また、<u>立地適正化計画における居住誘導区域外などの地域では、良好な自然環境に囲まれた豊かな生活の実現など、地域の特性を生かしたまちづくりを支援する。</u></p>																																														
<p>4 主要な都市施設等の整備目標</p> <p>目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設等は次のとおりである。</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>ア 自動車専用道路</p> <table border="1" data-bbox="135 1541 699 1630"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名神湾岸連絡線</td> <td>名神高速道路 ～阪神高速湾岸線</td> <td>新設 L=約2.0km</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業場所	概要	名神湾岸連絡線	名神高速道路 ～阪神高速湾岸線	新設 L=約2.0km	<p>4 主要な都市施設の整備目標等</p> <p>(1) 主要な都市施設の整備目標</p> <p>目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設等は次のとおりである。</p> <p>ア 交通・港湾施設</p> <p>・自動車専用道路等</p> <table border="1" data-bbox="805 1541 1369 1630"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名神湾岸連絡線</td> <td>名神高速道路 ～阪神高速湾岸線</td> <td>新設 L=約2.0km</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業場所	概要	名神湾岸連絡線	名神高速道路 ～阪神高速湾岸線	新設 L=約2.0km	<p>現行第3</p>																																	
路線名	事業場所	概要																																													
名神湾岸連絡線	名神高速道路 ～阪神高速湾岸線	新設 L=約2.0km																																													
路線名	事業場所	概要																																													
名神湾岸連絡線	名神高速道路 ～阪神高速湾岸線	新設 L=約2.0km																																													
<p>イ 幹線街路</p> <table border="1" data-bbox="135 1657 699 2132"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(国)176号〔名塩道路〕</td> <td>西宮市山口町～西宮市生瀬町</td> <td>バイパス等 L=約4.3km</td> </tr> <tr> <td>(都)園田西武庫線〔<u>藻川</u>〕</td> <td>尼崎市東園田町～<u>食満</u></td> <td><u>橋梁整備</u> L=約0.6km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕</td> <td>尼崎市南武庫之荘～武庫町</td> <td>現道拡幅 L=約0.6km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕</td> <td>尼崎市御園町～昭通</td> <td>現道拡幅 L=約<u>0.4</u>km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕</td> <td>尼崎市西本町～御園町</td> <td>現道拡幅 L=約<u>0.3</u>km</td> </tr> <tr> <td>(主)川西篠山線〔屏風岩〕</td> <td>猪名川町北田原</td> <td>現道拡幅 L=約0.2km</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業場所	概要	(国)176号〔名塩道路〕	西宮市山口町～西宮市生瀬町	バイパス等 L=約4.3km	(都)園田西武庫線〔 <u>藻川</u> 〕	尼崎市東園田町～ <u>食満</u>	<u>橋梁整備</u> L=約0.6km	(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕	尼崎市南武庫之荘～武庫町	現道拡幅 L=約0.6km	(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕	尼崎市御園町～昭通	現道拡幅 L=約 <u>0.4</u> km	(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕	尼崎市西本町～御園町	現道拡幅 L=約 <u>0.3</u> km	(主)川西篠山線〔屏風岩〕	猪名川町北田原	現道拡幅 L=約0.2km	<p>・主要幹線街路</p> <table border="1" data-bbox="805 1657 1369 2132"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(国)176号〔名塩道路〕</td> <td>西宮市山口町～西宮市生瀬町</td> <td>バイパス等 L=約4.3km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕</td> <td>尼崎市南武庫之荘～武庫町</td> <td>現道拡幅 L=約0.6km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕</td> <td>尼崎市御園町～昭通</td> <td>現道拡幅 L=約<u>0.3</u>km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕</td> <td>尼崎市西本町～御園町</td> <td>現道拡幅 L=約0.4km</td> </tr> <tr> <td>(主)大沢西宮線〔<u>鷺林寺</u>〕</td> <td>西宮市鷺林寺南町</td> <td>現道拡幅 L=約0.5km</td> </tr> <tr> <td>(都)尼崎宝塚線〔<u>小浜南</u>〕</td> <td>宝塚市安倉西</td> <td>現道拡幅 L=約0.4km</td> </tr> <tr> <td>(主)川西篠山線〔屏風岩〕</td> <td>猪名川町北田原</td> <td>現道拡幅 L=約0.2km</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業場所	概要	(国)176号〔名塩道路〕	西宮市山口町～西宮市生瀬町	バイパス等 L=約4.3km	(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕	尼崎市南武庫之荘～武庫町	現道拡幅 L=約0.6km	(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕	尼崎市御園町～昭通	現道拡幅 L=約 <u>0.3</u> km	(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕	尼崎市西本町～御園町	現道拡幅 L=約0.4km	(主)大沢西宮線〔 <u>鷺林寺</u> 〕	西宮市鷺林寺南町	現道拡幅 L=約0.5km	(都)尼崎宝塚線〔 <u>小浜南</u> 〕	宝塚市安倉西	現道拡幅 L=約0.4km	(主)川西篠山線〔屏風岩〕	猪名川町北田原	現道拡幅 L=約0.2km	<p>現行第3 4 (1) ア</p>
路線名	事業場所	概要																																													
(国)176号〔名塩道路〕	西宮市山口町～西宮市生瀬町	バイパス等 L=約4.3km																																													
(都)園田西武庫線〔 <u>藻川</u> 〕	尼崎市東園田町～ <u>食満</u>	<u>橋梁整備</u> L=約0.6km																																													
(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕	尼崎市南武庫之荘～武庫町	現道拡幅 L=約0.6km																																													
(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕	尼崎市御園町～昭通	現道拡幅 L=約 <u>0.4</u> km																																													
(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕	尼崎市西本町～御園町	現道拡幅 L=約 <u>0.3</u> km																																													
(主)川西篠山線〔屏風岩〕	猪名川町北田原	現道拡幅 L=約0.2km																																													
路線名	事業場所	概要																																													
(国)176号〔名塩道路〕	西宮市山口町～西宮市生瀬町	バイパス等 L=約4.3km																																													
(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕	尼崎市南武庫之荘～武庫町	現道拡幅 L=約0.6km																																													
(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕	尼崎市御園町～昭通	現道拡幅 L=約 <u>0.3</u> km																																													
(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎南〕	尼崎市西本町～御園町	現道拡幅 L=約0.4km																																													
(主)大沢西宮線〔 <u>鷺林寺</u> 〕	西宮市鷺林寺南町	現道拡幅 L=約0.5km																																													
(都)尼崎宝塚線〔 <u>小浜南</u> 〕	宝塚市安倉西	現道拡幅 L=約0.4km																																													
(主)川西篠山線〔屏風岩〕	猪名川町北田原	現道拡幅 L=約0.2km																																													

改定案			現行 (R3.3)			備考
(主)三田後川上線〔志手原1〕	三田市大原～志手原	現道拡幅、バイパス L=約1.0km	(主)三田後川上線〔志手原1〕	三田市大原～志手原	現道拡幅、バイパス L=約1.0km	
(主)三田篠山線〔小野〕	三田市尼寺～小野	現道拡幅 L=約1.7km				
(主)三田後川上線〔下槻瀬〕	三田市下槻瀬～木器	現道拡幅 L=約0.5km				
(都)塚口長尾線〔昆陽南〕	伊丹市昆陽泉町～昆陽南	現道拡幅 L=約0.4km				
(都)呉服橋本通り線〔寺畑1〕	川西市寺畑	現道拡幅 L=約0.3km				
(都)中筋伊丹線〔中筋〕	宝塚市中筋	現道拡幅 L=約0.8km				
(都)塚口長尾線〔美鈴〕	伊丹市美鈴町～昆陽泉町	現道拡幅 L=約0.5km				
(都)呉服橋本通り線〔寺畑2〕	川西市寺畑	現道拡幅 L=約0.7km				
			(主)三田西インター線	三田市溝口～長坂	バイパス L=約0.9km	
ウ 駅前広場			・交通広場			現行第3 4(1)ア
駅名	事業場所	概要	駅名	事業場所	概要	
JR芦屋駅(南側)	芦屋市業平町	A=約6,100㎡	JR芦屋駅(南側)	芦屋市業平町	A=約6,100㎡	
JR広野駅	三田市広野	A=約1,800㎡				
エ 鉄道駅						新設
駅名	事業場所	概要				
阪急電鉄神戸線	尼崎市武庫町4丁目～西宮市日野町	橋上駅舎、相対式2面2線 L=約165m				
(2) 河川			イ 河川			現行第3 4(1)
名称	箇所	概要	名称	箇所	概要	
(二)武庫川〔下流部築堤工区〕	尼崎市、西宮市	河川改修 L=約5.0km	(二)武庫川〔下流工区〕	尼崎市、西宮市	河川改修 L=約5.0km	

改定案			現行 (R3.3)			備考
(一)神崎川・左門殿川	尼崎市	河川改修 L=約2.9km				
(一)庄下川	尼崎市	河川改修 L=約3.1km	(一)庄下川	尼崎市	高潮対策 L=約3.2km 河川改修 L=約3.1km	
(二)津門川	西宮市	河川改修 L=約1.8km	(二)津門川	西宮市	河川改修 L=約1.7km 地下貯留管	
(二)武庫川〔下流部掘込工区〕	西宮市	河川改修 L=約2.5km				
(二)天神川	宝塚市、伊丹市	河川改修 L=約3.9km	(二)天王寺川・天神川	宝塚市、伊丹市	河川改修 L=約2.3km	
(二)大堀川	宝塚市	河川改修 L=約1.3km	(二)大堀川	宝塚市向月町 他	河川改修 L=約1.2km	
(二)荒神川	宝塚市	河川改修 L=約1.0km	(二)荒神川	宝塚市宮の町 他	河川改修(宝塚市施工) L=約1.0km	
(一)猪名川	川西市	河川改修 L=約3.0km	(一)猪名川	川西市出在家町	河川改修 L=約0.4km	
(二)相野川	三田市	河川改修 L=約1.4km	(二)相野川	三田市下相野	河川改修 L=約1.4km	
			(一)猪名川	伊丹市森本	河川改修 L=約0.4km	
			(一)猪名川	尼崎市東園田	河川改修 L=約2.0km	
			(二)武庫川〔下流工区〕	宝塚市 他	河川改修 L=約9.4km	
			(二)洗戎川〔水門・排水機場〕	西宮市浜町	高潮対策・津波対策 L=約0.3km 水門、排水機場	
			(二)新川・東川〔水門・統合排水機場〕	西宮市今津西浜町	高潮対策・津波対策 水門、統合排水機場	
			(二)波豆川	宝塚市、三田市	河川改修 L=約1.0km	

改定案			現行 (R3.3)			備考
			(一)猪名川〔中流工区〕	川西市	河川改修 L=約3.0km	
			(二)山田川	三田市香下	河川改修 L=約1.9km	
(3) 下水道			ウ 下水道			現行第3 4(1)
名称	事業場所	概要	名称	事業場所	概要	
兵庫東流域下水汚泥広域処理場	尼崎市 <u>ほか</u>	下水汚泥有効利用施設整備	兵庫東流域下水汚泥広域処理場	尼崎市_他	汚泥有効利用施設整備	
(4) 港湾関連			・港湾関連			現行第3 4(1)ア
港湾名	事業場所	概要	港湾名	事業場所	概要	
尼崎西宮芦屋港(扇町地区)	尼崎市扇町	緑地(第3工区) A=約10.2ha	尼崎西宮芦屋港(扇町地区)	尼崎市扇町	緑地(第3工区) A=約10.2ha	
			尼崎西宮芦屋港海岸〔芦屋地区〕	芦屋市	防潮堤嵩上げ等	
			尼崎西宮芦屋港海岸〔尼崎地区〕	尼崎市	防潮堤嵩上げ等	
			尼崎西宮芦屋港海岸〔西宮地区〕	西宮市	防潮堤嵩上げ等	